

厚木市指令第52号
令和2年2月19日

一般廃棄物収集運搬業許可証

綾瀬市吉岡 709 番地
株式会社タズミ
代表取締役 田墨 幸一郎 様

厚木市長 小林 常良



令和2年2月7日に申請のありました一般廃棄物収集運搬業を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- | | |
|---------------------|--|
| 1 営業所等の所在地
及び名称 | 厚木市金田 871 番地
トーカイ・パッケージングシステム(株)厚木事務所内
株式会社タズミ 厚木営業所 |
| 2 事業の範囲
(1) 業の種類 | 収集運搬 (積替え保管を除く) |
| (2) 取扱廃棄物の種類 | ごみ (一般廃棄物) |
| 3 許可区域 | 厚木市内 |
| 4 許可期間 | 令和2年4月1日から
令和4年3月31日まで |
| 5 許可条件 | 裏面のとおり |
| 6 備考 | |

許可内容確認用、または
契約書添付許可証の差替用

タズミHPダウンロード版